

## 令和3年度 行政改革審議会（外部評価） 議事録要旨

日 時	令和3年10月29日（金）午後2時3分～4時15分	
場 所	市役所 本庁舎災害対策本部室	
出席者	委 員	（グループリーダー）杉戸厚吉、浦田真由、沓名俊裕、熊谷忠信、土屋順子
	担当課	【ファミリー・サポート・センター事業】 子育て支援課長、子育て支援課課長補佐、子育て支援課担当2名 【空き家対策事業】 建築課長、建築課課長補佐、建築課担当
	事務局	行革・政策監、経営情報課長、経営情報課主幹、経営情報課（業務改革係長、丹原、中川、狭間）
次 第	1 行革・政策監あいさつ 2 外部評価の進め方について 3 外部評価 (1) ファミリー・サポート・センター事業 (2) 空き家対策事業 4 振り返り	

1 行革・政策監あいさつ

2 外部評価の進め方について

（事務局説明）

3 外部評価

（1）ファミリー・サポート・センター事業

・委員

それでは1事業目のファミリー・サポート・センター事業の外部評価を始めたいと思います。まず、事業説明を10分以内でお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（子育て支援課説明）

・委員

ただいまの説明について、ご質問のある方は、お願いしたいと思います。ご質問はございませんか。私から質問です。この参加率の分母が講習会の定員枠ということですが、要は講習会の募集人数が分母ということで、参加した人の割合ということですか。

・子育て支援課

そうでございます。

- ・委員

提供会員と両方会員が実際にサービスを提供します。その109人のうち、実際に参加した人が、どのぐらいの割合なのかということと、この109人の会員のなかで実際にサービス提供の活動を実働として行った人のうち、講習会に参加した人の割合はわかりますでしょうか。

- ・子育て支援課

提供会員、両方会員で実際に援助活動を行った人は大体6割くらいです。実際の参加率ですが、コロナ禍ということもあり、三密を避け人数を絞って開催させていただきました。6割くらいの実働ということで、この60人くらいの中で何人が参加しているという資料は持ち合わせておりません。令和3年度で実施した研修会では、20人の定員のところ8名が出席しています。

- ・委員

ありがとうございます。実際に参加されたのは、それぞれの講習会で10人以下ということですか。20人が定員という話でしたが、実際に8名が参加している、1ケタ10名以下ということですが、いつもそういう感じですか。

- ・子育て支援課

そうです。令和2年度は3割ほどでしたが、令和3年度は5割の参加を目指しています。

- ・委員

わかりました。ほかに御質問はございませんでしょうか。

- ・委員

活動内容が子どもの習い事等の送迎とか保育園や幼稚園の送迎に限定されています。そもそもフォローアップ研修がどういう効果が出せるかといったところが気になりました。そのあたりを補足していただけますでしょうか。

- ・子育て支援課

フォローアップ研修を受けていただくことで安全に送迎するとか、安心安全の大切さを学んでいく機会にさせていただいております。

- ・委員

講習は、お母さんたちが受けたいと言って始まったようなものですか。

- ・子育て支援課

厚生労働省から24時間講習を受けた者が提供活動を行うことが望ましいと示されました。

- ・委員

提供会員は、24時間分の講習を受けなさいということですか。

- ・子育て支援課

はい、それを本年度からスタートいたしました。

- ・委員

提供会員のうち何名が実際に講習を受けたか、状況がわかるとよかったと思います。

質を向上するためにアンケートを今の会員さんに対してとっていくのは良いですが、会員になってない方のアンケートもとった方が良いかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

- ・子育て支援課

今想定しておりますアンケート対象は、会員の皆様ということで考えておりますが、会員でない方へはどのような形でとるかも含めて、検討してまいりたいと思います。

- ・委員

ありがとうございます。私が住んでいるまちでもファミリー・サポート・センター事業はありますが、利用できずに子どもが小学2年生になり、使いたいときになかなか使えなかったりするため、全体で見直しをしていくといいかと思いました。

- ・委員

他に質問ございませんでしょうか。

- ・委員

良い活動と思います。アンケートの結果をもとに今後改善を進めていくとおっしゃいましたが、今の時点でどういう声や要望があるというのはわかりますか。わかりましたら、そこに対して改善を行えばいいと思います。

- ・子育て支援課

現在行っている交流会、研修会に参加した方にはアンケートを取ったり、サブリーダーが集まる連絡調整会議も行っており、その中では、実際に活動をして感じたことや思っていることを聞いたりしています。

- ・委員

ありがとうございます。そういう声や要望に対してできる対策、改善を進めていくと良いと思います。ぜひ、そういう形で資料をまとめていただくとわかりやすいと思います。

- ・委員

ほかに御質問はございませんでしょうか。

私から質問ですが、保育サービスの拡充により一時保育も以前と比較すると

徐々に充実していますし、民間の保育サービスも増えている中で、ファミリー・サポート・センターのニーズの変化はありますか。今は、子どもの習い事や保育園、幼稚園、認定こども園の送迎といった、送迎のニーズが非常に多いです。以前は、自分の家庭で預かるような話もありましたが、送迎にニーズが変わってきているとみてよろしいでしょうか。ここ何年かの変化があれば、併せて教えていただきたいと思います。

- ・子育て支援課

ニーズの変化ですが、把握している中では、平成15年から18年までの3年間は預かりの活動が多かったです。しかし、平成19年からは、送迎の活動が非常に多くなっています。

- ・委員

ありがとうございました。

- ・委員

安城市に住んでいる人達は、安城市は子育てがしやすいと言います。一つは子どもの保育園などがきちんとあって、そうした意味で子どもが小さい時から仕事をすることができます。もう一つ、ここに出ている保育園、幼稚園等の送迎について、安全な道路を整備するとか安全対策を行う必要があります。手厚いサービスは育てる側にとってはありがたいですが、市には、リスクもあることも考えて念入りに行った方が良くと思います。

- ・子育て支援課

ご意見ありがとうございます。研修の場等でも会員の皆さんに周知し御協力いただきながら事業を進めてまいりたいと思います。

- ・杉戸委員

他に御質問ございませんか。

- ・委員

活動内容が送迎中心ということですが、こども園ができたことにより遅い時間まで預かってくれますが、こうしたことと活動内容の変化はどのような関係になりますか。

- ・子育て支援課

保育園、幼稚園、こども園等への送迎の中で産前産後の方の上のお子さんの送迎がとても多いです。そのため、保育園等の預かり時間が遅くなったこととの関係はあまりないと思います。

- ・委員

産前産後の方を中心に上の子の送迎の支援を利用しているということですね。

わかりました。ありがとうございます。

・委員

他に御質問ございませんでしょうか。

今、ご意見がございましたように送迎途中の事故に対する保険は、市が負担しているのですか。

・子育て支援課

保険につきましては、市で全て負担しており会員の負担はございません。

・委員

他に御質問はございませんでしょうか。

・委員

会員数と活動件数について、どのように考えればいいですか。同じような活動をしている他市と比べてどうですか。活動目標としての数字はどのように考えられていますか。

・子育て支援課

子どもの数が減っていく中では、この数字は妥当であると考えております。また、近隣の市も、人口比で会員数を見た場合、同じレベルでございます。特に安城市が少ない又は多いということもございません。依頼会員の依頼に応じていくためには、提供、両方会員の方に引き続き活動してもらい、新たに提供・両方会員を募っていくことを進めていく必要があると思います。

・委員

わかりました。

・委員

他によろしいでしょうか。ニーズに対して会員数が足りないことはないということでしょうか。先ほど実際には6割しか活動されていないと答えがありました。ニーズに対して対応できる会員数であるという理解でよろしいでしょうか。

・子育て支援課

今のところ対応できています。

・委員

それでは、質疑応答はこれまでとさせていただきますと思います。

委員の皆様には、3分間でこの評価シートの御記入をお願いしたいと思います。この時間を利用してコメントをいただけるとありがたいです。何かございますか。

・委員

今回、講習会への参加が課題に挙げられ、それに対する論点という形で皆さん評価されたかと思えます。課題について、講習会だけに限らずいろいろな課題が

あることを踏まえて、今後考えていくことだと思います。

子育てをしているといろいろな問題が起きます。お母さんたちのニーズに合わせた制度やしきみ、講習会のやり方、例えばオンラインを使って説明会を行うなど、まだまだできることはいろいろあると思っております。

- ・委員

重大事故件数0件が継続され非常に良いですが、こういう取り組みを行う中で一番大事なのはヒヤリハットにしっかり対策をすることです。ハインリッヒの法則、重大事故の前には必ずヒヤリハットが何十件もある、そこに早く手を打つことです。重大事故は0件ですが、ヒヤリハットについては何件あるか、それに対してどう対策をしたか、中身の改善の見える化ができるの良いと思います。

- ・委員

ファミリー・サポート・センター事業において送迎などいろいろな活動をされていることを知りました。昔は近所の方が面倒を見てくれたことにお金を出して頼む時代になっていることを感じていました。さみしいですが、仕方ないと思い、何とか良い方向に運営していければ良いかと思っております。

質問ですが、依頼と提供のマッチングはどのようにやっているのですか。

- ・子育て支援課

依頼は電話で翌月分まで受け付けております。

- ・委員

ファミリー・サポート・センターでマッチングし、この方に決まりましたと連絡しているのですか。

- ・子育て支援課

そうです。

- ・委員

利用者にとっては、電話の連絡で良いのかと思いましたが。システムの導入ができると良いと思います。費用は発生しますが保育園に通うお母さん同士で入会して、利用した方が安心して預けられる、頼みやすいというニーズがあったりするので、利用しやすい環境も今後考えていかれると良いなと思いましたが。

- ・子育て支援課

友達同士で入られるケースもございます。

- ・委員

昔は預かりも含めたニーズがありましたが、送迎にシフトしファミリー・サポート・センターに対するニーズが変わってきました。会員の意識としては送迎すれば良いというところがあると思っております。そういう意識に対して研修内容がマッ

チしているのか、あまりいろいろなことを研修しても、送迎サービスをするという意識でいれば研修を受けようという気にはならないと思います。送迎に特化しているのであれば、集まって研修するというだけでなく、インターネットや定期的な情報提供など、安全意識を高める点では1回の研修よりも定期的に情報発信を進める等、啓発を徹底的に行う方が効果的かと思います。研修回数を増やしたり内容を変えたりするよりも、それ以外の方法で情報提供、発信をされた方が良いのかという印象を持ちました。

集計結果を発表します。現行どおりが2人、要改善が3人ということで、評価結果として、要改善ということになりました。

それでは、第1事業目のファミリー・サポート・センター事業については、以上とさせていただきたいと思います。

## (2) 空き家対策事業

### ・委員

それでは2事業目の空き家対策事業について、評価をお願いしたいと思います。まず事業説明を10分以内でお願いします。

### (建築課説明)

### ・委員

今の説明についてご質問等を受けたいと思います。何かがご質問ございましたらお願いします。

### ・委員

この数字を見ると問題のある空き家の件数が令和2年度は203件、除去した件数7件とありますが、これは市が除去したものではないですね。

### ・建築課

はい、こちらは空き家所有者の方が除却した件数になっております。

### ・委員

空き家が多いことに驚きました。まちの景観を悪くしているとか、傾いて近隣の建物に倒れそうであるとか、木が成長して隣地まではみ出して被害を出すような建物が前提だろうと思うのですが、市で空き家に対して強制的な措置をされたのは1件だと思います。それを市として今後もっと進めていけるようなことになるのか、強制的な対応をして市民の皆さんの反発を買わずに進めていけるのでしょうか。反発なく進めていけるのであれば、町の美化につながり非常に良いことと

思います。その点いかがでしょうか。

- 建築課長

強制的という行政代執行になると思います。安城市では1件実績がございます。これは平成27年に施行された空家等対策の推進にかかる特別措置法に基づいて行いますが、まずは特定空家等の認定をしていかなければなりません。安城市内では倒壊のおそれがある、衛生上良くないと言った理由で3件認定しています。特定空家等の認定を強化する場合は、認定基準をランク0からランク5まで点数化しており、ランク5が特定空家等の認定の対象になっています。そうした基準も来年度、再来年で見直しをしていく予定をしていますので、その中で拡大をしたいと考えています。

- 委員

市で強制的に行う場合、リスクはありますので、慎重に行っていただきたいと思います。

- 委員

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

- 委員

論点に認定基準を見直すことと、空き家所有者への対応を強化することの2つありますが、中身を教えてくださいたいです。認定基準の見直しというのは、ランク2からランク5までが問題のある空き家で、ランク5が特別措置法を適用しています。これをどのように対応されるのですか。

- 建築課

ランク5は倒壊する危険性の高いものしか該当しません。2件のうち1件は法的措置を行っております。残り1件につきましては特定空家の認定をしたところ、所有者の方が是正の意思を示していただき片付けを行っていただいております。ランク2からランク4の所有者に対しては年1回文書を送付し是正のお願いをしていますが、なかなか応じてもらえない実情があります。例えばランク4を特定空家の対象にするのか、長年市が文書を送付しても対応しない所有者を認定することによって放置してはいけないと思ってもらえるよう働きかけられるのではないかと考えています。ランクだけでなく、例えば年数要件やランクの要件を見直していけたらいいと考えています。

- 委員

わかりました。ありがとうございます。

今の話は、ランク4の中で基準を見直して、ひどいところを対象にしようということですね。それは非常に重要だと思いますが、ある部分のルールを変えてい

くわけです。他市町村と比較してさらに厳しくしていくのか、それとも他市町村の動きにならっていくのか、そういう観点ではどのように考えていますか。

- ・委員

他市と比較しますと、安城市の特定空家の認定はかなり厳しい部類に入っております。特定空家の認定を他市はもう少し柔軟に行っており、固定資産税が上がってしまいますということを申し上げることによって是正される事例が見受けられますので、参考にしていきたいと考えております。基準を変えるわけですので、もちろん空家等対策計画を改定するときには空家等対策協議会の委員の皆様のご意見を伺います。パブリックコメントにおいても市民の皆様への周知、意見収集を十分に行い対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- ・委員

わかりました。非常に大事なところですが、ルールを変えることになるため、市民への周知も必要ですし、必要性や他市と比較してどうかなど、いろいろな切り口で質問や説明を求められるのと心配しました。きちんと理論武装して取り組んでいただきたいと思います。

- ・建築課

ありがとうございます。

- ・委員

他にご質問ございませんでしょうか。

確認させてください。特定空家の認定基準は、それぞれの自治体で決められるのでしょうか、また、特定空家に指定されると固定資産税の特例（減免措置）がなくなるというため、空き家にするメリットがなくなるということではよろしいでしょうか。

- ・建築課

そうです。空き家所有者に働きかけることにより、さらに活用が進むことを特徴としています。

- ・委員

わかりました。特定空家に指定されることで固定資産税の減免措置がなくなり、所有者の除却意欲を喚起するということですが、それでも放置される空き家が多いです。行政代執行を1件実施したという話がありましたが、強制的に除去する考えが市としてありますか。行政代執行を行うと相当コストがかかると思います。所有者に対する除去意欲を喚起するくらいでとどめておくか、特定空家の指定を増やし、状況によっては代執行により除去するくらいの意欲を持っている

のか聞かせてください。

・ 建築課

行政代執行は、公益上相当問題がある場合に限られますので、特定空家に認定したから、それが行政代執行につながるということまでは考えておりませんのでご理解いただきたいと思います。

・ 委員

はい、他にご質問ございますか。はい、どうぞ。

・ 委員

固定資産税の減免措置をなくすことに加えてランク別により加算税を上乗せするくらいのことを提示していかないことには、本人からのいわゆる解体の承諾というものは出ないと思います。また、解体すれば解体の費用も発生しますので、その費用を所有者が負担するのか、市が負担するのか、ということにもなろうかと思えます。固定資産税の減免だけでなく、加算税を検討して解体に誘導してはどうでしょうか。

・ 建築課

特例解除につきましては、法律で定められたことであり、新たに別に課税するのは地方税法上問題があり、今の時点では難しいかと考えております。

市は行政代執行をする際に、必ず費用回収まですることを前提に考えております。令和元年度に行った行政代執行につきましては、今年度費用回収が全部できる見込みで対応しております。

・ 委員

他にご質問ございませんでしょうか。

・ 委員

他市の会議に出席した際、そもそも空き家を把握する方法がないと聞いたことがあります。安城市はどのような方法で把握されていますか。また、空き家が見つかったとき、問題がある空き家とならないように啓発が大事かと思いますが、効果的な啓発は具体的にどのようなことを行うか教えてください。

・ 建築課

まず1点目の空き家の把握方法ですが、平成29年度に策定した空家等対策計画策定の際に、実態を把握するための調査は、町内会に依頼し町内会で把握した分と市は水道メーターの使用料をもとにして水道が使われていない住宅をピックアップして調査をしました。

2点目の啓発方法ですが、高齢者世帯75歳以上の世帯の方にダイレクトメールを送付し、空き家相談会への参加を働きかける形で啓発を行ってまいりました。

あとは週に1回宅地建物取引士による無料相談会を行っています。空き家相談は窓口で内容が多岐にわたることから、昨年度、建築課では相談窓口一覧を取りまとめて建築課の窓口やホームページ等で公開しています。

・委員

他にご質問はございませんでしょうか。

・委員

町内会の調査はどのような形で行うのでしょうか。

・建築課

空き家の定義が1年以上居住していないことであり、空家対策計画の前提となっています。市の依頼した業者が確認に行っても1年以上空き家なのか、短期的に出張に行っているのかわからないため、地域の実情を御存知の町内会から空き家の情報をいただいて、市が把握する水道使用料とマッチングさせて空き家を把握しています。来年度、実態調査を行う際にも町内会にお願いさせていただきたいと今のところ考えております。

・委員

わかりました。例えばお店をやりたいという方に対する空き家のマッチングをされていますか。

・建築課

マッチングの部分につきましては、不動産業者が一番よくご存知ですから市が行うよりも民間事業者の協力をいただいて情報収集してはどうですかとか、そういうご案内をさせていただいております。

・委員

わかりました。

・委員

他にご質問ございませんでしょうか。

空き家所有者に対する通知啓発等について、固定資産税の納税通知の際に一緒に送付する自治体は多いと思います。安城市では実施していますか。

・建築課

安城市では、まだ実施していません。税部局と調整しておりまして、今後は実施していきたいと考えております。

・委員

わかりました。空き家は年数が経過するとランクが上がって使いづらくなると思います。そのため、なるべくランクが低い段階で有効活用できるような方策を探すことも特定空家を減らす方策の一つの方法と思います。先ほど市民の取り引

きは民間に任せるというお話がありました。行政が直接実施しにくいいため、自治体によっては中間法人を設立して空き家の所有者と民間のビジネス、事業者とのマッチングをするという取組みもあるし、国がそういう仕組みを推進する動きもあります。今回は、特定空家の認定基準を強化するという論点ですが、活用という施策のスキームを考えていく必要があると考えています。それに対するお考えはございますか。

- ・ 建築課

空き家の利活用について行政ができることは、枠組みづくり、民間へ流通していくための枠組みづくりが必要であると考えております。空き家のデータは安城市がたくさん持っていますが、個人情報になりますので所有者の同意なしに不動産業者に提供できません。しかし、空き家について相談があれば、例えば市のほうで所有者に確認して電話番号などの情報を提供してよいかなどの形でつなぐことができると思います。そうした枠組みづくりを今後取り組んでいくと良いかと思っております。まだ煮詰まっていますが、民間の知恵をお借りしながら枠組みづくりを作ることができると、さらに空き家が有効活用できるのではないのかなと考えております。是正同様に行政が取り組むかという点、そこまではやらず、民間の力をお借りするような枠組みづくりで対応したいと考えております。

- ・ 委員

特定の不動産業者に相談することはなかなか難しいところがありますので、半公共的、公益的な法人、中間法人を設置して仲介するしくみも自治体で少しずつできているところがあります。それも一度御検討いただけるといいかという感じがします。

他にご質問はございませんでしょうか。

- ・ 委員

啓発に関する実績として司法書士の相談会や宅地建物取引士との相談をあげていますが、相談者にアンケートをとり参加して良かったことや足りなかったこと、こういう情報があればありがたいなど聞くことができると思います。そこに対して、改善を今後進めていくということも必要かなというふうに思います。

- ・ 委員

これまで空き家所有者に対するアンケートを行ったことはありますか。

- ・ 建築課

空き家等対策計画を策定するときにアンケートを行っております。あと、相談会の時もアンケートをとり、次年度以降、改善の検討をしております。

- ・ 委員

わかりました。空き家の処分が進まない理由や背景的は安城市だけでなく一般的な共通なことかもしれません。把握されていて、それに対する啓発方法等を考えていらっしゃるのですね。

他にご質問はございませんでしょうか。なければ質疑応答はこれまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは委員の皆さんは、評価シートのご記入をお願いします。

集計結果は全員拡充と評価をいただきました。評価結果は拡充ということになりました。それでは、コメントなどをぜひお伺いしたいと思います。

- ・委員

空き家対策が日本各地で問題になっているというのはわかりますが、国の法律や地方自治体の条例等でしっかりルールを決めないとなかなか進まないと思います。非常に大変だと思いますが、国の法律、関係の地方自治体での条例の枠組みづくりなど、引き続きしっかりやっていただきたいと思います。

- ・委員

高齢者が増えており、1人で生活してみえる人も結構います。その方がお亡くなりになり、子どもたちは遠くに生活しているパターンはたくさん出てくると思います。安城市だけの課題ではありませんが、ぜひ空き家対策を民間企業とタイアップするとか、弁護士の先生に相談して合法的な処置を取る必要があると思います。また、空き家の周辺の人たちが空き家で迷惑がかかっており何とか対応してくれませんかという強い声が必要だと思います。適切に対応していただき、きれいなまちづくりに努めていただきたいと思います。

- ・委員

空き家は全国的な問題であり、最終的には近隣住民の方の迷惑になりますので、場合によっては行政の力を借りて的確に処理していただきたいと思います。

- ・委員

啓発活動においてダイレクトメールを75歳以上の方に送付する話がありました。空き家になりそうな家にアプローチすることは難しいと思いますが、空き家を増やさないための対応もあわせて検討していけるといいと思って聞いていました。

- ・委員

空き家の解消が進まないというのは全国共通、多少は地域性もあります。例えば仏壇が残っていて手放せないとか、家族の思い出のものが残されてなかなか処分しきれないなど人情的な部分があるのと、もう一つは市場性がない、次

に使うあてがないこともあります。安城市の場合は、まだそれなりに市場性があるのではないかという感じはしております。愛知県全体、西三河は住宅需要が旺盛なところがありますので、ある程度の市場性はあると思います。

先ほど申し上げたように、まだ使える空き家の段階でいかに市場とマッチングさせていくかが重要なポイントになります。その時に、経済性だけ説得しても難しく、最終的には信頼感が出てきます。行政が行くと信頼性があるかというのと、そうではなく強制されるという警戒感もありますので、第三者的な信頼関係ができる、そういう法人みたいなどころがあると良いかと思います。それで全てが解決できる訳ではありませんが、民間企業との連携などいろいろな手法を組み合わせながら空き家のレベル1、2、3をいかに有効活用するかを新しいしくみも含めて検討を行うことが重要になると思います。

ほかにご意見、コメントはございませんでしょうか。なければ、この空き家対策事業については以上とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

#### 4 振り返り

(略)